

防犯サポート事業所活動メニュー

活動メニュー	点数 1点～3点	該当 ○	活動点数 (合計加算)
A 地域における防犯活動			
① 社用車等に「防犯パトロール中」等のステッカーを貼り付け、営業時にパトロールを行います。(青パトも含む)	3		
② 地域のボランティア団体と協力して防犯パトロールを行います。	2		
③ 事業所等を犯罪被害者等の駆け込み場所として表示します。	1		
④ 登下校時間に戸外で見守り、声かけを行います。	2		
⑤ 事業所周辺の住民にあいさつ、声かけを行います。	1		
⑥ 事業所周辺を見回り・点検し、危険箇所の改善(防犯灯の設置、ゴミの散乱防止等)を行います。	2		
⑦ 犯罪、不審者等発見の情報を警察に通報、捜査協力を行います。	3		
⑧ 営業終了後の室内灯、門灯の点灯を行います。	1		
B 地域の自主防犯活動への支援			
① 地域の自主防犯活動団体に活動資材、犯罪抑止広報啓発物品等を提供します。(事業所等名を入れることができます。)	3		
② 自主防犯活動の資材置き場・集合場所等を提供します。	1		
③ 地域の自主防犯活動団体等に活動支援金を提供します。	3		
④ 犯罪の起きにくい環境を醸成するため、「割れ窓理論」実践運動(落書き消し、清掃活動等)に取り組みます。	2		
⑤ 「地域安全マップ」づくりに作業場所・資材の提供等の協力を行います。	3		
C 全国地域安全運動期間中における活動			
① 全国地域安全運動期間中において(地域の自主防犯活動団体と連携し)、積極的に地域安全を啓発する活動を行います。	2		
② 全国地域安全運動期間中において、抑止重点犯罪等の広報啓発物品を自主防犯活動団体等に提供します。(事業所等名を入れることができます。)	3		
D 各種イベントにおける啓発活動			
① 地域の祭り等、不特定多数が集まるイベントで防犯の広報啓発を行います。(例:会社において防犯ビデオの上映、広報啓発物品の配布、来場者への呼びかけ)	2		
② 自社の持つノウハウを活かし、地域住民を対象とした防犯関係の講習会等を開催します。	2		
E 顧客に対する情報提供・啓発活動			
① 自社製品(商品、買い物袋、レシート等)や印刷物、封筒等に「防犯サポート事業所」シンボルマークや防犯運動のスローガン等を掲載します。	3		
② 広報誌やホームページなどによる防犯啓発や防犯情報の掲載を行います。	3		
③ 来店客に対し、防犯情報の店内掲示や店内放送を活用した広報啓発を行います。	1		
④ 店内巡回、防犯カメラの設置等(スーパー、小売業)を行います。	3		
⑤ 店舗内に、防犯ブザーなどの防犯グッズコーナーを設けます。(販売目的での設置も可)	3		
F 従業員の防犯意識の向上、防犯教育			
① 従業員(外国人従業員を含む)向けの防犯啓発、防犯研修を実施します。	2		
② 社内報に防犯対策の記事やコラム等を掲載します。	1		
③ 従業員に対し、居住地域での自主防犯活動への参加を呼びかけます。	2		
④ 社員やその家族に対し、防犯グッズの配布、貸し出し又は購入補助を行います。	2		
⑤ 奈良県警による「ナボ君メール」または「ナボリス」や防犯対策情報紙「やまとの安全」から得た情報を迅速に従業員に伝達します。	1		
G その他、事業所独自の活動(活動内容を記載してください)			
①	1		
②	2		
③	3		
合計点数(7点以上)			

(点数の基準)

- 1点 すぐに実施できる比較的簡単なもの
- 2点 実施するには一定の拘束時間や人手等を提供する必要があるもの
- 3点 資金提供を行う等の負担がかかるもの

(登録の対象)

奈良県内において、概ね5人以上の構成員を有する企業、事業所又は団体

(登録の基準)

以下の基準全てに該当する場合に登録を行います。ただし、公序良俗に反する事業所等の活動を行うもの、その他奈良県が登録しないことが適切であると認める場合は除きます。

- ① 防犯サポート事業所活動メニューに基づき、防犯活動を自主的かつ積極的に実施するものであり、当該メニューの合計点が7点以上となる活動を行える。
- ② 継続して防犯活動を行うことができる。
- ③ 必要に応じて、奈良県、市町村、奈良県警察をはじめ他のボランティア活動団体との連携が可能である。
- ④ 自主的な防犯活動について、奈良県に対し、実施結果報告が可能である。

※申請から登録までに1ヶ月程度かかりますので御了承願います。